

IV 水環境

1 概況

昭和30年代からの急速な工業化や都市化の進展に伴い、人の健康の保護と生活環境の保全の見地から、水質汚濁についても早急に対処すべき問題となりました。

そのため、昭和42年8月に公害対策基本法が施行され、昭和45年4月に河川、湖沼、海域といった公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と水域の利用目的に応じて設定される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2つの環境基準が定められました。

また、昭和46年6月には水質汚濁防止法が施行され、工場・事業場からの排水規制が強化された結果、有害物質による水質汚濁は大きく改善されました。

その後、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、一般家庭から排出される生活排水が水質汚濁の主要な原因となったため、平成2年6月に水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策の総合的な推進に関する規定が定められました。

健康項目は、昭和46年の環境基準の設定時はカドミウム始め8項目でしたが、以降、順次追加設定され、平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目、平成21年に1,4-ジオキサンが追加されて27項目となりました。

生活環境項目は、当該水域の利用目的に応じて水域類型の指定が行われ、富栄養化に関する科学的知見が集積されてきたことなどにより、昭和57年12月に湖沼、平成5年8月に海域の富栄養化を防止するため全窒素及び全燐に係る環境基準が追加されました。

伊勢湾、三河湾については平成8年2月に水域類型の指定が行われました。

2 測定概要

公共用水域（河川、湖沼、及び海域）の水質については、環境基準が定められています。この水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の2つの基準があります。

愛知県においては、前者は全公共用水域について適用され、後者は、類型指定されている38河川（49水域）と1湖沼及び伊勢湾、三河湾の全海域について適用されています。知多市においては、類型指定されている河川はありません。

（1）測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
水素イオン濃度（pH）	・ JIS K0102 12.1 に定める方法
生物化学的酸素要求量（BOD）	・ JIS K0102 21 に定める方法
化学的酸素要求量（COD）	・ JIS K0102 17 に定める方法
溶存酸素量（DO）	・ JIS K0102 32.1 に定める方法
浮遊物質（SS）	・ 告示 59 号 付表 9 に掲げる方法
大腸菌群数	・ 告示 59 号 別表 2 に掲げる方法
n-ヘキサン抽出物質	・ 告示 59 号 付表 14 に掲げる方法
カドミウム	・ JIS K0102 55.4 に定める方法
全シアン	・ JIS K0102 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	・ JIS K0102 54.4 に定める方法
六価クロム	・ JIS K0102 65.2.5 に定める方法
ヒ素	・ JIS K0102 61.4 に定める方法
総水銀	・ 告示 59 号 付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	・ 告示 59 号 付表 3 に掲げる方法
PCB	・ 告示 59 号 付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
四塩化炭素	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法

1,1,1-トリクロロエタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
トリクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
テトラクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
チウラム	・ 告示 59 号 付表 5 に掲げる方法
シマジン	・ 告示 59 号 付表 6 の第 1 に掲げる方法
チオベンカルブ	・ 告示 59 号 付表 6 の第 1 に掲げる方法
ベンゼン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
セレン	・ JIS K0102 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	・ 硝酸性窒素にあつては JIS K0102 43.2.3 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては JIS K0102 43.1.1 に定める方法
ふっ素	・ JIS K0102 34.1 に定める方法
ほう素	・ JIS K0102 47.3 に定める方法
1,4-ジオキサン	・ 告示 59 号 付表 8 の第 3 に掲げる方法
陰イオン界面活性剤	・ JIS K0102 30.1.2 に定める方法
全窒素	・ JIS K0102 45.4 に定める方法
全燐	・ JIS K0102 46.3.1 及び 46.1.1 に定める方法

J I S : 日本産業規格 (J I S)

告示 59 号 : 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について)

《参考》

水素イオン濃度 (pH)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を pH0～14 で表す。pH7 が中性で、数値が小さくなるほど酸性の度合が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性の度合が強くなる。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうち、微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のことで、数値が高いほど汚濁が進んでいることを表す。

化学的酸素要求量 (COD)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量のことで、数値が高いほど汚濁が進んでいることを表す。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のこと、数値が低いほど汚濁が進んでいることを表す。

浮遊物質 (SS)

粒径が 2mm 以下の、水に溶けない懸濁性の物質で無機質のものと有機質のものがあり、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを表す。

大腸菌群数

主に人や動物の腸内に生息するが、水、土壌など広く自然界にも生息しており、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを表す。

n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサン（ノルマルヘキサン）に可溶性のある油分等をいい、水中の鉱油類及び動植物類等の油分の量を表す指標である。

(2) 測定点

河 川

No.	測 定 点	河 川 名	類 型
①	信 濃 橋	信 濃 川	指 定 な し
②	長 曾 橋		
③	記 念 橋	美 濃 川	
④	古 見 橋	日 長 川	
⑤	前 田 橋		
⑥	東 橋	鍛 冶 屋 川	
⑦	日 長 橋		
⑧	旭 桃 台 下		
⑨	向 田 橋	矢 田 川	
⑩	矢 田 橋		

海 域

No.	類 型	
	ア (pH、COD等)	イ (窒素、磷)
⑪	名古屋港 (甲) 海域C	伊勢湾 (イ)
⑫		海域IV
⑬		伊勢湾 (ハ)
⑭		海域III

水質測定点図



(3)環境基準

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- // 2級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- // 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用
- // 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用
- // 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- // 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- // 3級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活において不快感を生じない限度

海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 及びC欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の
 水産生物用
 // 2級 ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感
 を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に 掲げるもの（水産2種及び3種 を除く）	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く）	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの （水産3種を除く）	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、
 かつ、安定して漁獲される
 // 2種 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が
 多獲される
 // 3種 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 年間を通して底生生物が生息できる限度

3 測定結果

(1) 河川

○健康項目については、全項目、全測定点で環境基準に適合した。

健康項目測定結果

単位：mg/ℓ

	環境基準	①信濃橋	③記念橋	⑤前田橋	⑦日長橋	⑨向田橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10以下	1.1	0.56	0.57	0.73	3.2
ふっ素	0.8以下	0.30	0.37	0.36	0.29	0.11
ほう素	1以下	0.52	0.79	0.86	0.71	0.05
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※ 採水日は、平成31年4月19日及び令和元年11月15日

※ 測定結果は年平均値。ただし、片方が定量下限未満の場合は定量下限値を使用して平均値を算出した。

※ 不等号は定量下限未満を示す。

生活環境項目等測定結果

項目 測定点		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD) mg/l	浮遊 物質 量 (SS) mg/l	溶存 酸素量 (DO) mg/l	全窒素 mg/l	全燐 mg/l	陰イオン 界面 活性剤 mg/l
参考比較値		6.0~8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	---	---	---
信濃川	①信濃橋	7.2~7.6	1.4	6	8.6	1.4	0.16	0.04
	②長曾橋	7.3~7.8	3.4	19	9.2	---	---	---
美濃川	③記念橋	7.9~10.0	2.3	11	14	1.0	0.13	0.1
	④古見橋	9.1~10.3	1.6	1	15	---	---	---
日長川	⑤前田橋	7.7~8.1	1.6	6	9.9	1.1	0.11	0.04
	⑥東橋	8.0~9.4	2.3	1	12	---	---	---
鍛冶屋川	⑦日長橋	7.8~8.1	1.6	3	10	1.1	0.075	0.04
	⑧旭桃台下	7.8~8.3	1.2	4	10	---	---	---
矢田川	⑨向田橋	7.4~8.2	4.7	10	9.1	3.7	0.38	0.07
	⑩矢田橋	7.4~7.7	6.8	12	8.9	---	---	---

※採水日は、平成31年4月19日、令和元年8月22日、令和元年11月15日、令和2年1月31日

※水素イオン濃度を除き、測定結果は年平均値。ただし、片方が定量下限未満の場合は定量下限値を使用して平均値を算出した。

※各測定点については、「水質測定点図」を参照

※知多市の河川は類型指定がないため環境基準は設定されていない。参考比較値として、pH、BOD、SS、DOについては、生活環境の保全に関する環境基準の河川Eタイプの基準を掲載した。

(2) 海域

○健康項目については、全項目、全測定点で環境基準に適合した。

○生活環境項目については、水素イオン濃度を除き、全測定点で環境基準に適合した。

健康項目測定結果

単位：mg/l

項目	環境基準	⑪	⑫	⑬	⑭
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.09	0.07	0.04	0.07
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※採水日は、令和元年5月28日、令和元年11月18日

※測定値は年平均値。ただし、全シアンについては年最高値

※不等号は、定量下限未満を示す。

生活環境項目等測定結果

測定点 項目	環境基準	⑪	⑫	⑬	⑭
水素イオン濃度 (pH)	7.0~8.3	8.0~8.7	8.0~8.8	8.1~8.6	8.0~8.6
化学的酸素要求量 (COD) mg/ℓ	8以下	3.6	3.2	3.3	3.3
溶存酸素量 (DO) mg/ℓ	2以上	9.8	9.7	9.1	8.6
大腸菌群数 MPN/100ml	---	30	40	3,027	1,251
n-ヘキサン 抽出物質 mg/ℓ	---	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
全窒素 mg/ℓ	⑪、⑫ 1以下 ⑬、⑭ 0.6以下	0.31	0.28	0.27	0.32
全 燐 mg/ℓ	⑪、⑫ 0.09以下 ⑬、⑭ 0.05以下	0.040	0.035	0.037	0.042

※採水日は、令和元年5月28日、令和元年9月5日、令和元年11月18日、令和2年2月10日

※水素イオン濃度を除き、測定値は年平均値

海域水質検査結果経年一覧

単位：mg/ℓ

項目		年度	環境基準	H29	H30	R1
健康項目	カドミウム		0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	鉛		0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム		0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素		0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀		0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	PCB		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン		0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素		0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン		0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン		1以下	<0.001	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン		0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン		0.01以下	<0.001	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム		0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン		0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ		0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン		0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン		0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10以下	0.11~0.19	0.09	0.05~0.09
	1,4-ジオキサン		0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005
	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.0~8.3	7.8~8.5	7.7~8.2
化学的酸素要求量 (COD) mg/ℓ		平均値	8以下	2.1~2.8	2.8~2.9	3.2~3.6
		75%値		2.4~3.2	2.9~3.5	3.3~3.7
溶存酸素量 (DO) mg/ℓ		2以上	8.0~9.7	7.0~7.6	8.6~9.8	
大腸菌群数MPN/100ml		---	42~330	20~2,500	30~3,027	
n-ヘキサン抽出物質mg/ℓ		---	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 mg/ℓ		⑬、⑭	類型Ⅲ 0.6以下	0.25~0.26	0.22~0.24	0.27~0.32
		⑪、⑫	類型Ⅳ 1以下	0.34~0.41	0.22~0.23	0.28~0.31
全磷 mg/ℓ		⑬、⑭	類型Ⅲ 0.05以下	0.030~0.031	0.042~0.050	0.037~0.042
		⑪、⑫	類型Ⅳ 0.09以下	0.032~0.034	0.040~0.044	0.035~0.040

※水素イオン濃度を除き、各測定点の年平均値を使用

※75%水質値・・・年間の日間平均値の全データ (n個) を値の小さい順に並べ、0.75×n (整数でない場合は直近上位の整数) 番目にくるデータ。河川のBODや海域のCODの環境基準達成判断に使用